

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



住宅用地球温暖化
対策設備設置費補助金

住宅用地球温暖化対策設備を
設置される方に対し、費用の一
部を補助します。

補助対象設備および補助金額

	補助対象設備	補助金額
組合せによる 補助	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電施設 家庭用エネルギー管理システム (HEMS) 定置用リチウムイオン蓄電システム 	60,000円(定額)
単独補助	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム 	30,000円(定額)
	<ul style="list-style-type: none"> 定置用リチウムイオン蓄電システム 	30,000円(定額) ただし、他補助対象設備と同時 に申請する場合は、組合せ による補助を優先します。

補助対象 次
のいずれかに該当
する方で、申請年
度内に設備の

運用を開始できる(要綱に定め
る期限までに実績報告書を提出
できること)方

① 自ら居住し、または居住を予
定する町内の住宅に新たに補
助対象設備を設置する方(既
に設置されている方、設置工
事を開始している方は対象
外)

② 町内において自ら居住するた
めに補助対象設備付き新築住
宅を購入する方

※各補助対象設備に対する補助
金の交付は、1世帯につき1
回限りとします

その他 申請書様式は産業環境
課窓口で配布、または町ホーム
ページからダウンロードできま
す。

申込・問合せ先 役場 産業環
境課 内線124



新型コロナウイルス感染症
の影響による介護保険
料の減免について

事業の休廃止、失業等の理由
などで著しく収入が減少し、生
活が困難になり、介護保険料を
納めることができなくなった場
合など一定の要件に該当する場
合は、申請により介護保険料を
減免できる場合がありますの
で、民生課へご相談ください。

要件

① 新型コロナウイルス感染症に
より、主たる生計維持者が死
亡、または重篤な傷病を負っ
た方

② 新型コロナウイルス感染症の
影響により、主たる生計維持
者の事業収入、不動産収入、山
林収入または給与収入(以下
「事業収入等」という。)の減少
が見込まれ、次の①および②
に該当する方

① 事業収入等のいずれかの減少
額(保険金、損害賠償等により
補てんされるべき金額を控除
した額)が前年の事業収入等
の額の10分の3以上であるこ
と。

② 減少することが見込まれる事

業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免期間 4月1日から令和5年3月31日までの間で該当する期間

減免額の割合 全額免除もしくは8割減額

※社会情勢の変化により内容が変更される場合があります

問合せ先 役場 民生課

内線115・158



新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免について

事業の休廃止、失業等の理由などで著しく収入が減少し、生活が困難になり、保険税(保険料)を納めることができなく

なった場合など一定の要件に該当する場合は、申請により保険税(保険料)を減免できる場合がありますので、保険医療課へご相談ください。

要件

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方(世帯)

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入」という。)の減少が見込まれ、次の①から③までのすべてに該当する方(世帯)
 ① 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が令和3年の事業収入等の額の10分の3以上であること。

② 令和3年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項)に規定する他の所得と区分して計算される所

得の金額(同法第314条の2第1項各号および第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免期間 4月1日から令和5年3月31日までの間で該当する期間

減免額の割合 全額免除から2割減額まで

※社会情勢の変化により内容が変更される場合があります

問合せ先 役場 保険医療課

内線170



かかった医療費に関心を

家計に気を配っている一方で、盲点となるのが医療費の支出。やむを得ない支出と思われるがちな医療費ですが、チェックしてみると、意外と無駄が多いことに気が付くものです。

賢く、無駄なく、医療サービスを受けるには、これまで以上に皆さん一人一人が医療に関心をもち、積極的な生活改善で健康を維持し、医療費の増加に歯止めをかけましょう。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170



国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者で新型コロナウイルスに感染もしくは疑いのある方に傷病手当金を支給します

対象 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している給与の支払いを受けている方の

うち、新型コロナウイルスに感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方

支給対象となる日 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかつた期間(最長1年6カ月)のうち、労務に就くことを予定していた日

支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×日数(支給対象となる日数)

適用期間 4月1日～9月30日

※変更の場合があります。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

**総代、地区総代、事業者向け
防犯カメラで犯罪抑止！
防犯カメラ補助金**

犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置の際には、積極的にご活用ください。

対象 県が定める「防犯カメラ

の設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が要綱に定める条件、遵守事項等を遵守できる①②の方

① 総代および地区総代の方

当該自治組織の承認を受けて、管轄する公共的な施設に設置する場合

② 町内に所在する物件のうち、次の項目に該当する方

- ・ 戸数4戸以上の分譲マンションの管理組合
- ・ 戸数4戸以上の賃貸共同住宅(住宅、寮等を除く)の所有者
- ・ 自動車4台以上を駐車可能な貸し駐車場の所有者

※補助金の交付申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限り、また同一敷地内への補助は1回限りとします。

補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内で、5万円を限度額とします。(10000円未満切り捨て)

※維持管理費用、地代、占用料等は除く

受付期限 令和5年2月末日

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、必ず、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。(取り付け後の受け付

けはいたしません。)

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152



ボランティアのすすめ

ボランティア活動は、町民一人一人の自発的な意思に基づき、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に携わることです。

「何かしたいけど、どうしたらいいのか分からない」など、ボランティアに関するご相談を随時受け付けています。少しでも興味のある方、ぜひ活動してみませんか。

問合せ先 社会福祉協議会 ボランティアセンター

☎(441)1820

募集

ホームページバナー広告

町では、ホームページバナー広告を募集しています。ぜひご利用ください。

規格 縦60ピクセル×横120ピクセル、GIF(アニメーション不可)またはJPEG、5KB以内

掲載場所 町公式ホームページのトップページ

掲載期間 1カ月単位

※連続掲載できる期間は同一年度で12カ月まで

掲載料(月額・税込み)

1枠 5000円

※12カ月連続の場合は5万円

申込期間 掲載開始希望日の6カ月前から前月の初日

申込方法 町ホームページからダウンロードした申込書に記入の上、原稿案(デジタルデータ)・業務内容の分かる書類・納税証明書(町外の方のみ)とともに提出してください。

申込・問合せ先 役場企画課

内線128

お願い



生活排水について 考えましょう

川や水路が汚れていると感じることはありませんか。水の汚れの原因にはさまざまな要因があります。私たちが排出する生活排水も主な要因の一つです。

自分一人くらいに思っているも、ちりも積もれば山となります。食器に残っているマヨネーズやケチャップなど、わずかな量でも皆さんが毎日流していれば大変な量の汚れとなります。

特に単独処理浄化槽をお使いの場合は、トイレの排水以外はそのまま排水されるため、合併処理浄化槽に比べて放流される汚れの量が何倍にもなります。合併処理浄化槽をお使いの場合でも、適正に維持管理を行わないと浄化槽の機能が低下します。

- ・料理はちょうどよい量を作り食べ残さないようにする。
- ・目の細かい三角コーナーや水

切りネットを使用し、できるだけ汚れを取り除く。

- ・適量以上の洗剤を使わない。
- ・料理で残った油は新聞紙などに染み込ませ、可燃ごみとして捨てる。

など、日々の生活の中で見直せることはたくさんあります。

この機会に生活排水について見直してみませんか。

問合せ先 役場 産業環境課

内線 124



相談



保育所等就職支援相談窓口

町では、保育士資格をもちながらも現在保育現場で働いていない「潜在保育士」の現場復帰や保育士資格の取得を目指す方を

支援し、保育人材の安定的な確保を図るため「保育所等就職支援相談」を行っています。

子ども家庭支援員が町内の保育所などへの就職を支援します。雇用形態は正規、非正規を問いません。お気軽にご相談ください。

対象 保育士、保育教諭(資格取得予定者も含む)

相談方法 事前に相談日を電話で予約し、予約した日時に子育て支援課へお越しください。

紹介先 町内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所等

問合せ先 役場 子育て支援課

内線188

司法書士による相続登記・成年後見等相談

司法書士による相続登記・成年後見等相談を行います。相談は事前に予約が必要です。相談時間は1組25分程度で、受付順とします。

プライバシーは厳守しますので、お気軽にお申し込みください。

とき 7月19日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター1階 相談室

内容 相続登記・多重債務・民事一般・成年後見・家事事件など

相談料 無料

定員 4組(要予約)

申込期限 7月14日(木)

※ただし土日・祝日を除く午前

9時～午後5時

申込・問合せ先 社会福祉協議会 ☎(441)1820

無料法律相談

弁護士による無料法律相談を行います。相談は事前に予約が必要です。相談時間は1組25分程度で、受付順とします。

プライバシーは厳守しますので、お気軽にお申し込みください。

とき 8月16日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター1階 相談室

定員 4件(要予約)

申込期間 7月1日(金)から受

付開始。

※ただし土日・祝日を除く午前9時～午後5時

申込・問合せ先 社会福祉協会 ☎(441)1820

※心配ごと相談も、社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けています。併せてご利用ください。

心配ごと直通電話
☎(442)7793

海部地域消費生活センター

訪問販売やインターネット、マルチ商法などの契約に関するトラブル、悪質商法や商品・サービスに関するトラブル、多重債務などに専門の相談員が応じます。少しでも不安に感じたら、一人で悩まずに窓口または電話でご相談ください。

相談時間 月～金曜

午前9時～午後4時30分

対象 海部地域在住の方

相談料 無料

巡回相談

センターでの相談のほか、海部地区の市町村で必要に応じて予

約制にて相談を受け付けます。

本町は、毎週火曜午後1時30分から4時となりますので、センターへご連絡ください。

相談・問合せ先 海部総合庁舎

1階 海部県民センター内 海部地域消費生活センター
☎0567(23)0150

スポーツ



愛知駅伝説明会の日程変更

広報5月号でご案内した「愛知県市町村対抗駅伝競走大会」の申込者説明会の日程を、8月27日(土)午前10時に変更します。

ご理解の程よろしくお願います。

問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

催し



夏休み親子下水道教室

親子で浄化センターを見学し、下水道の仕組みを学びませんか？

とき 7月22日(金)

・午前の部 午前10時～正午
・午後の部 午後1時30分～午後3時30分

ところ 日光川下流浄化センター

対象 小学生とその保護者

定員 各20名(先着順)

※定員になり次第締め切りします。

内容

- ・浄化センターの見学
- ・顕微鏡観察「微生物を見つけよう！」
- ・科学工作など

参加費 無料

受付期間 7月1日(金)～7月21日(木) 午前10時～午後4時

※土日・祝日を除く

・状況により延期または中止にさせていただきます場合があります

す。

その他 参加者は動きやすい服装、運動靴で、タオル、上履きを持参してください。(大人用スリッパの用意はあります。)



申込・問合せ先 日光川下流浄化センター

☎0567(68)6162

**婦人会主催
親子農業体験教室(保護者)**

地産地消で、町特産品農産物のモロヘイヤを摘んで、料理も楽しみましょう。

とき 7月31日(日)午前8時～午後2時

集合場所 八ツ屋防災コミュニティ

お知らせ

募

集

お

願

い

相

談

ス

ポ

ー

ツ

催

し

講座・教室

ティセセンター駐車場
対象 町内在住・在勤の5歳以上の子と保護者で、4名までのグループ
定員 先着5組
参加費(当日徴収)
 中学生以上 300円
 小学生以下 100円
持ち物 エプロン・タオル・布巾・三角巾・帽子・動きやすい服装・筆記用具・お茶
申込期間 7月5日(火)～24日(日)
 ※月曜・祝日の翌日は除く
 ※定員になり次第締め切ります。
申込・問合せ先 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671



文化協会推進事業
箏の一日体験教室

日本古来の楽器「箏」に実際に触れて弾いてみませんか。
 小・中学生、親子での参加も

歓迎します。～箏曲クラブ～
とき 8月13日(土)午前10時～11時
ところ 公民館 2階 講習・工作室
対象 町内在住・在勤の方
定員 先着5名
参加費 無料
申込期間 7月20日(水)～8月6日(土)
 ※箏は当クラブで用意します。
問合せ先 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671

認知症サポーター養成講座

認知症について勉強し、誰もが暮らしやすいまちを一緒に作りませんか。まずは、認知症を知ることから始めましょう。新型コロナウイルス感染症対策のため、来館時にはマスクの着用および館内入口で手指消毒にご協力ください。なお、新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催しますが、感染拡大の恐れがある場合は中止することがありますのでご了承ください。
とき 7月2日(土)午後2時～

3時30分
ところ 総合福祉センター
内容
 ・認知症の症状
 ・認知症の診断・治療、予防
 ・接するときの心がまえ
 ・家族の気持ちの理解
 ・サポーターとは
 ・おおはる劇団による寸劇など
参加費 無料(予約不要)
今後の予定 8月6日・9月3日・10月8日・11月5日・12月3日・令和5年1月7日・2月4日・3月4日(全土曜)
問合せ先 役場 民生課 内線158
 地域包括支援センター ☎(442)0857

介護に関する入門的研修

介護に興味・関心があり勉強したい方や介護事業所で活躍したい方を対象として、基礎講座(半日)＋入門講座(3日間)の演習を交えた分かりやすい研修を実施します。研修修了後は、あいち介護サポーターバンクに登録し、サポーターとして介護事

業所で活躍いただくことも可能です。研修は日程ごとに県内の各会場で開催します。
対象 県内在住で介護に関心がある高校生以上の方
ところ
 ・ウインクあいち
 ・津島市文化会館 など
受講料 全て無料
申込方法 あいち介護サポーターバンクホームページから申し込みしてください。
<https://aichi-kaigo.dg-1.jp/>
問合せ先 あいち介護サポーターバンク運営事務局 ☎0800(200)4415 (平日午前9時～午後5時45分)

身に付けよう応急手当
普通救命講習Ⅲ

とき 7月24日(日)午前9時30分～午後0時30分
ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂
対象 大治町・あま市に在住、



在勤または在学の方で15歳以上の方

内容 小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法、大出血時の止血法

定員 15名

参加費 無料

受付期間 7月4日(月)～17日(日)

(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署

申込方法 救命講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防組合ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。

※団体・グループ等で受講希望の場合は、指導員が出向し、講習を実施することが可能です。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、講習内容の変更もしくは中止とさせていただく場合があります。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課

☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>



暴走を
「しない」「させない」
「見に行かない」

暴走族
なくして住みよいまちづくり

大治町青少年健全育成推進協議会

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

非行の芽はやめにつもつ
みな我が子

未来をつくる青少年が、社会における自らの役割や責任を自覚し、豊かな社会性と優れた創造性を培い、心豊かにたくましく成長していくことは、町民全ての願いです。

皆さんも、よその子にも自分の子にも温かい目を向け、地域の子どもは地域が育てるといふ観点に立って「声掛け」をしましょう。

大治町青少年健全育成推進協議会

第26回参議院議員通常選挙



公示日

6月22日(水)

投票日

7月10日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

期間 6月23日(木)～7月9日(土) ※期間中は土日でも投票できます。

とき 午前8時30分～午後8時

ところ 役場 3階 第3会議室

問合せ先 大治町選挙管理委員会 (役場 総務課) 内線162

期日前
投票

有権者の皆さんが安心して投票できるよう、投票所では新型コロナウイルス感染症対策に取り組みます。

こどもからSDGs おおはるからはじめようSDGs SDGs(エスディーゼズ)ってなんだろう?vol.3

16 平和と公正を
すべての人に



参議院議員通常選挙が7月10日(日)に行われる予定です。選挙権がある18歳以上の方が投票できます。18歳になったら、選挙に参加して、自分の意見を政治に届けることで、すべての人に公正な社会を作ることにつながります。積極的に政治にかかわっていきましょう。